# 熊本地震による被災代替家屋・償却資産の固定資産税特例措置

問税務課 資産税係　☎22-3148

熊本地震で被災し、家屋や償却資産を新たに取得した場合、下記の要件により固定資産税を減額する特例措置の対象に該当する場合があります。

## 被災代替家屋・償却資産の特例措置対象要件

**●減額適用対象者**

▶被災資産の所有者（共有者を含む）

※「被災家屋の所有者」とは、平成 28 年 4 月 14 日現在の所有者（震災時点で家屋を所有していない場合は対象外）

▶被災資産の所有者に相続が生じたときは、その相続人

▶代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族

▶被災資産の所有者に合併が生じたときの合併後に存続する法人または合併により設立された法人等

**●被災適用対象資産の要件**

▶平成 28 年熊本地震により滅失し、または損壊した資産

※家屋は原則として、り災証明書の判定が「半壊」以上であること。または、平成 28 年度分の固定資産税において、減免が適用される程度（損害割合 20％以上）の被害を受けていること。

▶取り壊しまたは売却等の処分がなされていること

**●代替（適用対象）資産の要件**

▶被災資産に代わるものとして取得した資産

※原則として、種類（用途）または使用目的が同一であるもの。

▶被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの

**●取得期限**

平成 28 年 4 月 14 日～令和 3 年 3 月 31 日に取得（中古含む）・改築されたもの

**●減額対象範囲**

代替資産を取得した年の翌年から 4 年度分に限り、滅失・損壊した資産（家屋は原則として、り災判定が「半壊」以上のもの）の床面積相当分の固定資産税の税額を 2 分の 1 に減額します。

# 政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

**政治家が選挙区内の人に、**
**お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。**
**違反すると、処罰されます。**
**有権者が寄附を求めることも禁止されています。**

**ここでの寄附とは「財産上の利益となるものを与える、または与える約束をすること」です。選挙区内への人や団体への寄附は全て禁止されています。政治家は、選挙区内の人に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出すことができません。**

**阿蘇市選挙管理委員会　☎22-3239**

## 農地を適正に管理しましょう

問農業委員会　☎ 22-3254

近年、適正に管理されていない雑草が多く茂った農地や空き地が多く見られます。農地などを所有・管理する人は、近隣住民の安全と生活環境を損ねないためにも、除草作業などを定期的に行い責任をもって適正管理を心がけてください。

### 農地所有（管理）者のみなさまへ

農地は、普段から定期的に管理を行わないと次のような環境の悪化につながる恐れがあります。

・景観の悪化
・雑草が繁茂し病害虫の発生原因
・イノシシやシカなど有害鳥獣の潜入
・ゴミの不法投棄の誘発
・交差点付近やカーブでは視界不良による事故原因
・火災の原因

### 農地を自分で管理できない場合

高齢や所有者が遠方にいる場合などの理由で自身で農地を管理（草刈り等）できない場合は、シルバー人材センターなどの事業者を利用する方法もあります。

●（一社）阿蘇市シルバー人材センター
　阿蘇保健福祉センター内（内牧）
☎ 080-3370-4776　Ⓕ 32-4940
※利用は有料です。料金はお尋ねください。

## 特定公共賃貸住宅入居者募集

問住環境課 住宅係　☎ 22-3169

波野大道地区にある中堅所得者向け特定公共賃貸住宅の抽選会を、来年１月に予定しています。入居を希望する人は住環境課住宅係までご相談ください。

**●申込資格**　以下の条件をすべて満たした人
①親族と同居
②市税等に滞納がない
③政令で定められた所得以下
　（一定の所得が必要）
④入居可能な持ち家がない
⑤暴力団員でない
**●募集期間**　12 月 20 日㈮まで

**●募集団地**　大道団地　１件

## 市外の人でも広報あそを購読できます

阿蘇市内の情報をお届けする「広報あそ」は、市外の人でもふるさと便として年間を通して購読を希望する人に 900 円 / 年で発送しています。遠方のご家族やご親戚などで購読を希望される人は、総務課秘書広報係 ☎ 22-3111 までお問い合わせください。

## 食品ロスを削減しよう

問市民課 生活衛生係　☎22-3135

まだ食べることができる食品が廃棄されないように「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立しました。
食品の買い方や調理方法を見直し、ひとりひとりが食品ロス削減に向けて行動しましょう。

### 食品製造業

・未使用原材料の有効利用。
・賞味期限は過度に短く表示しない。
・品質を保持できる容器包装を使用。

### 食品卸・小売業

・少量パック販売やばら売り実施。
・賞味期限が近い食品や規格外品は、見切り・値引き販売。

### 飲食業

・好き嫌いや食べたい量の聞き取り。
・食べ切り・小盛メニューの提示。
・残した食品を持ち帰り用に提供。

### 消費者

・買い物は陳列棚の手前から。
・食材は「買い過ぎず」「使い切る」「食べきる」。
・外食では注文しすぎない。
・宴会は乾杯後 30 分とお開き 10 分前は自席で料理を楽しむ（3010 運動）。

## 生ごみ処理機等の購入費の一部を助成します

問市民課 生活衛生係　☎22-3135

家庭から出る生ごみは、約 80％が水分と言われています。
未来館で処理する可燃性の固形燃料（RDF）を作るには、ごみを乾燥する必要があり、多くの燃料を要します。また、ごみの重量が増えることで、処理費用はさらにかさみます。
市では、電気式の生ごみ処理機や畑などに設置して使用するコンポスターの購入費用を助成していますので、ぜひご活用ください。

### 助成内容

**●生ごみ処理機（電気式）**
助成額　購入費用の 1/2 以内
（上限 30,000 円）
※購入後は助成対象になりませんので、購入前に市民課にご連絡ください。

**●生ごみ処理容器**（コンポスター）
助成額　3,400 円
（個人負担　2,000 円）
※市民課・各支所でお渡しします。

最も大切なことは、処理する生ごみを出さない事です。食品ロス削減にご協力をお願いします。

## 国民健康保険の届け出を忘れずに

問ほけん課 国保・年金係　☎22-3145

国民健康保険は、74歳までのすべての人が加入する制度です（健康保険、共済・船員保険を含む社会保険の被保険者とその被扶養者を除く）。

退職などの理由で社会保険に加入していない人は、国保に加入する必要がありますので、**14日以内**に窓口へ届け出てください。届け出が遅れると、社会保険の資格喪失日までさかのぼって国保税が課税されますのでご注意ください。

社会保険などに加入した場合、国保の資格喪失届が必要です。届け出をしないと、国保税と社会保険料の両方を納める状態になりますので、忘れずに手続きしましょう。

### 国保加入手続きに必要なもの

▷資格喪失証明書　▷離職票　▷印鑑
▷世帯主・加入者のマイナンバーカードまたは通知カード
▷本人確認ができるもの（運転免許証など）
※60歳未満の人は併せて国民年金の加入手続きがあります。

### 国保脱退手続きに必要なもの

▷社会保険被保険者証
▷国民健康保険被保険者証　▷印鑑
▷世帯主・脱退者のマイナンバーカードまたは通知カード
▷本人確認ができるもの（運転免許証など）

※世帯以外の人が届け出する場合は委任状が必要です。

**問い合わせ**

【国保の届け出】ほけん課 国保・年金係 ☎22-3145　【国保税の申告】税務課 市民税係 ☎22-3148

## 4月から事務所・飲食店・ホテルなどが屋内禁煙になります

問一の宮保健センター　☎22-5088

喫煙による健康への影響が大きい子どもや病気の人に配慮するため、来年4月から受動喫煙防止が義務化され、以下の施設が原則屋内禁煙となります。

該当施設では、喫煙できる場所、できない場所の掲示が必要となりますので、施設を管理する人は準備をお願いします。また、施設を利用する人たちも決められたルールを守りましょう。

### 原則屋内禁煙となる施設

事業所・工場・ホテル・旅館・飲食店・集会所など
※2人以上の人が利用する場所は、禁煙対象施設に該当します。

### 喫煙が認められる措置

国が定める基準を満たせば上記施設でも屋内に喫煙専門室を設けることができます。
受動喫煙防止対策を行う事業主を対象に、費用の一部を支援する助成金もありますので、詳しくは「受動喫煙防止対策助成金」で検索してください。

**受動喫煙**とは、喫煙者の周囲の人がタバコの煙を吸わせられることです。
受動喫煙によって、肺がんや心疾患、脳卒中、乳幼児の突然死などのリスクが高まり、年間約1万5千人がそれらの病気で亡くなっていると推計されています。